

第3章 よりよいバリアフリー環境の実現に向けて

道路特定事業で対応できない事項については、全庁的な取り組みや市民の参加・協力によりバリアフリー環境の実現を目指します。

(1) バリアフリー経路に位置付けていない道路の整備について

バリアフリー経路に位置付けられていない路線についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際の歩道整備は、極力バリアフリー対応としていきます。

なお、バリアフリー経路の起終点部等において、特に歩道の設置ができない路線については、各路線の状況に応じて以下に示すようなバリアフリー化対策を進めていきます。

- ・路面の段差・傾斜・勾配の改善
- ・路肩や交差部のカラー舗装化
- ・路面標示、道路標識による注意喚起
- ・電柱等の障害物の移設
- ・車椅子キャスターや杖等が落ち込まない排水溝蓋への改修
など

(2) バリアフリー整備事業以外の取り組み

道路特定事業で実施した道路の整備効果を高めるために、道路の適切な管理を行うと共に、道路利用者のバリアフリー意識を向上させる取り組み等を実施します。

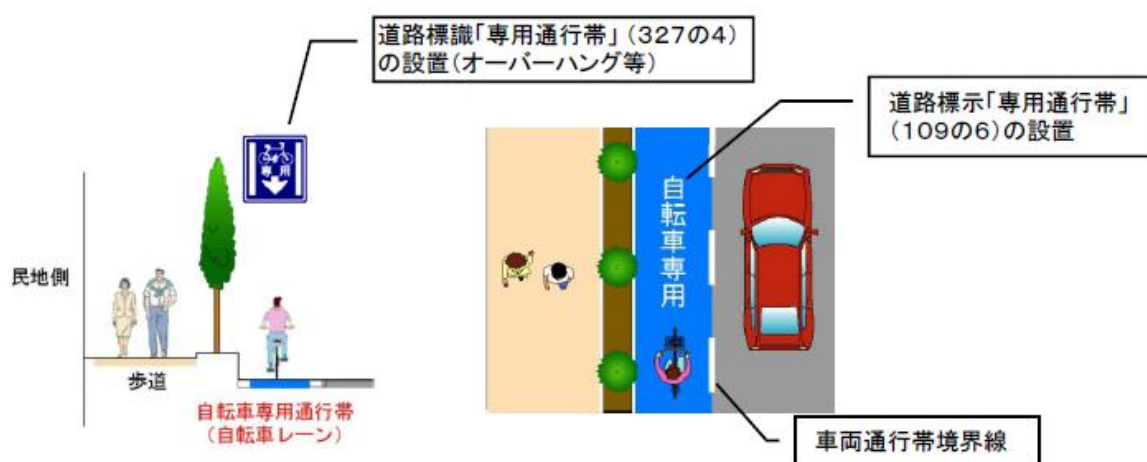
- ・路上障害物抑制のための啓蒙活動
- ・放置自転車の取締
- ・市民参加によるバリアフリー点検
- ・シルバー人材センターやボランティアによる歩道の障害物整理、清掃活動への協力
など

(3) 自転車走行環境について

自転車走行への関心は高く、本計画においても、モニターアンケート調査結果、まち歩き点検結果で自転車に関する数多くの意見が寄せられました。バリアフリー化を行うに際しては、これらの課題について検討するとともに、以下の事業と連携を図りながら事業を推進します。

① 自転車走行環境整備

路肩の広さなどの道路状況を平成 22～23 年度で調査し、平成 24 年度に自転車の走りやすさなどを表示した「自転車走行環境マップ」を作成する予定です。また、それに基づき同年度に「自転車走行環境整備計画」を策定し、道路改良などに併せて自転車レーンなどの整備を推進します。



<自転車レーン 整備イメージ>

② 放置自転車対策

放置自転車禁止区域においては、引き続き重点的に放置自転車の撤去を行うとともに、自転車駐車場の整備を推進します。

